

石垣市証明書等コンビニ交付サービス事業プロポーザル公募要領

1 目的

市民の証明書取得の更なる利便性向上と、マイナンバーカードの普及促進に資するため、全国のコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付システム（以下、「コンビニ交付システム」という。）を導入する。

本システム導入にあたっては、システム開発技術などの専門的な知識だけでなく、証明書発行に関する知識、実績、価格等を総合的に判断する必要があるため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 名称：石垣市証明書等コンビニ交付サービス事業
- (2) 内容：別紙「石垣市証明書コンビニ交付システム構築にかかる仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から平成29年12月28日まで

3 提案上限額

27,923,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ※1 本業務に関する提案価格は、コンビニ交付システム稼働までの導入作業費（業務ベンダ側の改修費用を含む。）の金額とする。
- ※2 この金額は、事業の規模を示すものであり、契約時の予定金額を示すものではない。
- ※3 提案価格は上記の額を超えてはならない。

4 スケジュール

項目	日程等
①公募の開始	平成28年11月7日（月）
②参加表明書等の提出期限	平成28年11月16日（水）
③質問受付期限	平成28年11月7日（月）～平成28年11月18日（金）
④参加資格確認通知書の送付	平成28年11月18日（金）
⑤質問回答	平成28年11月21日（月）
⑥提案書等の提出期限	平成28年11月25日（金）
⑦プレゼンテーション	平成28年11月30日（水）
⑧審査結果通知	平成28年12月5日（月）

5 参加に関する事項

(1) 資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ②石垣市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 27 日制定）に該当しないものであること。
また、暴力団員が事実上経営に参加していないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- ④プライバシーマーク又は ISMS と同等の認証を取得していること。
- ⑤直近 5 か年（平成 28 年 10 月 31 日迄）に、人口 5 万人以上の単一の地方公共団体に対し、本市が対象とする証明書の範囲（住民票、印鑑証明、戸籍・附票、所得証明、課税証明）でコンビニエンスストア証明書交付パッケージシステムの稼働実績を有する事業者であること。
- ⑥戸籍証明書の交付機能を含むコンビニ交付システムを導入した実績があること。
- ⑦沖縄県内に本店又は支店、営業所、事務所等を有している者及び打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。

(2) 協力連携事業者

提案にあたり、本事業を円滑に遂行し今後の安定的かつ安全な運用を図るため、提案事業者は他の事業者と協力連携を取ることができること。なお、その事業者についても前項の資格要件を満たしていること。

(3) 参加表明

1) 提出書類

本提案に参加を希望する場合は、次のアからオを提出すること（順に編綴）。なお、協力連携事業者がない場合にはウを要しない。また、アは代表者のみで構わない。

ア 参加表明書（様式 1）

イ 提案者概要説明書（様式 2）

ウ 協力連携事業者調書（様式 3）

エ 導入実績調書（様式 4）

オ プライバシーマーク認定証の写し又は ISMS 認証の写し

2) 提出期限：平成 28 年 11 月 16 日（水）

3) 提出先：事務局に提出（『12 問い合わせ及び提出先』を参照）

4) 提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る）

5) 提出部数：8部（正本1部、副本7部）

6) 参加確認通知

提案事業者担当者宛にメールで連絡後、速やかに「提案資格確認結果通知書」を発送する。

6 質問及び回答

提案に関する質問は下記に留意し、事務局担当者へメールにて提出すること。

(1) 受付期間

平成28年11月18日（金）17時まで（必着）

(2) 質問方法

要旨を簡潔にまとめ、仕様書・公募要領の該当箇所を明記のうえ質疑事項（様式5）を添付し電子メールにて送信すること。送信後到着確認を行うこと。

※様式はExcelファイルのまま提出すること。

(3) 回答方法

参加表明書を提出した提案者すべてに対し電子メールで回答する。

(4) その他

- ・質問者の名称については、公表しない。
- ・評価に対する質問や、本市が事業者選定に公平性を保てないと判断した場合には回答しない。

7 企画提案書の提出

本提案に参加するものは、以下の要領により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類（下記の順に編綴）

①提案提出届書（様式6）

②企画提案書（任意様式）

③導入スケジュール（任意様式）

④見積書（様式7）及び内訳明細書（任意様式）

※①及び④の正本には、代表者印を押印すること。

(2) 提案書類の作成

「提案に関する提出書類等の作成要領」により作成

(3) 提出期限

平成28年11月25日（金）16時まで（必着）

(4) 提出方法

持参とする。提出後の書類の返却、差替え及び再提出はできない。

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

(6) 提出先

事務局に提出（『12 問合わせ及び提出先』を参照）

(7) 提案の辞退

参加表明後に提案を辞退する場合は、事前に「12 問合わせ及び提出先」記載の担当者に電話またはメールにて連絡後、参加辞退届（様式8）を提出すること。

8 審査の方法

(1) 審査評価基準

別紙「評価基準」に基づき実施する。

(2) 審査評価委員

石垣市証明書等コンビニ交付サービス事業選定委員が行う。

(3) 審査方法

①事務局による確認

参加資格要件、提出書類等の不備、上限額内の提案であるか等の基本事項を確認する。

②選定委員による審査

- ・提出書類及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき評価項目ごとに企画提案の内容を審査、総合評価する。
- ・各選定委員の評価点の合計を選定委員評価とする。

(4) 提案の評価方法

評価方法は、別紙「評価基準」にしたがって評価するが、内容は非公開とする。

(5) 優先交渉権の決定

総合審査における選定については、合計点が最も高い者に決定する。ただし、最も高い点を獲得した者が2社以上ある場合は、各評価者における最高得点の獲得数で順位を決定する。

なお、優先交渉権者との個別交渉が合意に達しない場合は、次点の事業者と個別交渉を行うものとする。また、提案者が1社の場合においてもこの審査基準に基づき委託可能かを判断する。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日

平成28年11月30日（水）

(2) 実施場所及び時間

場所：石垣市役所 2階 第一会議室

時間：決定後メールにて担当者宛に通知する。

(3) 実施内容

1者40分(説明30分、質疑応答10分)

(4) 使用機材等

プロジェクター、スクリーン、電源コードリールについては、本市が用意する。その他必要な機材は提案者で準備すること。

※プロジェクターの規格、動作確認等について必要な場合は事前に連絡すること。

1.0 審査結果の通知

選定結果は、事業者選定後速やかに全提案者に対し文書で通知する。審査の経緯及び内容については、問合わせに応じない。また、結果に対する異議は受け付けない。

1.1 その他留意事項

(1) 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提案された企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

①企画提案書の提出方法、提出先、提出期限及び作成要領等に適合しない者

②虚偽の申請を行い、提案資格を得た者

③選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

(2) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用

提案者の負担とする。

(3) 契約額等

見積書の額が契約額とはならない。本市と第1優先交渉権者が企画提案書を基に事業実施条件を整備した上で、事業内容を勘案し決定する。また、提案における見積額には運用保守管理費を含めるが、本契約には運用保守管理費は含めず、別途契約するものとする。

なお、「3 提案上限額」は運用保守管理費を含めない額である。

1.2 問合せ及び提出先

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市役所 市民保健部 市民課

石垣市証明書等コンビニ交付サービス事業選定委員会事務局

担当 仲間、我那覇

電話：0980-82-9911(内線212)

Mail：siminka@city.ishigaki.okinawa.jp